

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う政令、省令
及び告示の改正について

令和3年6月16日
経済産業省

経済産業省は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を定めたので、同法第43条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

1. 命令等の題名

- ・産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令
- ・産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
- ・産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（2号施行日関係）
- ・産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令
- ・中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示

2. 根拠法令項

- ・中小企業等経営強化法第3条第1項等

3. 意見公募手続を実施しなかった理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部の施行に伴い整備等を行う必要があるものであり、行政手続法第39条第4項第1号の「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき」に該当するため、意見公募は実施していません。